

限度額適用認定証等の郵送手続きについて

ご依頼いただきました限度額適用認定証等の申請書を送付します。
お手数ですが、下記のとおり必要書類を郵送いただきますようお願いいたします。

【必要書類】

- ①限度額適用認定証等申請書
- ②本人確認書類のコピー（申請者および証交付を希望する方の分）

《再交付を希望する場合》

- ・交付済の限度額適用認定証等

《成年後見人等が申請する場合》

- ・登記事項証明書（原則：原本、発行後3か月以内のもの）

原本は本市でコピー後、証交付時に同封して返却します。

《長期入院該当（過去12カ月の入院日数が91日以上）の場合》※市民税非課税世帯の方

- ・長期入院を確認できる領収書のコピー

※世帯主死亡、代理申請の場合は窓口で申請をお願いいたします。

【送付先】

〒650-0033
神戸市中央区江戸町95
井門神戸ビル6階

神戸市保険年金事務センター
国保給付「限度額適用認定証」担当 行

※切り取って、封筒の宛名としてご利用ください。

【お問い合わせ】

神戸市国民健康保険・後期高齢者コールセンター
Tel 078-381-7726（平日8時45分から17時15分まで）